

# 3

## ヘイトスピーチの 法規制をめぐる情勢について

師岡康子・弁護士

### 1 ———ヘイトスピーチの悪化

在日コリアンに対するヘイトスピーチは、植民地支配下から戦後も引き続き日常的に行われてきたが、ここ数年、ヘイトデモ・街宣の形で公然と集団で行われるようになった。特に安倍第2次政権が2012年12月に成立して以降、ヘイトデモ・街宣が毎週末、年に400件前後にのぼるほど、急増、蔓延した（「行動する保守アーカイブプロジェクト」のウェブサイト参照）。他方、2013年1月、2月の東京・新大久保や大阪・鶴橋のコリアタウンなどを標的とするヘイトデモ頻発に対し、現場で抗議するカウンター活動も活発化した。3月には、有田芳生民主党（当時）参議院議員を中心に、国会議員有志がヘイトデモを非難する院内集会を開いた。この集会の報道の際に「ヘイトスピーチ」という言葉が使われて以降、この言葉は急速に広がった。

また、この院内集会を契機に、人種差別撤廃 NGO ネットワーク、外国人人権法連絡会など、以前より反人種差別法を求めてきた NGO が国会議員アンケート、院内集会などさまざまな取り組みを行い、報道も活発化し、ヘイトスピーチ問題が法的には人種差別撤廃条約上の義務の不履行の問題であるとの認識が広がった。

10月には、2009年12月から2010年3月にかけて3回行われた京都朝鮮学校襲撃事件について、「在日の特権を許さない市民の会（在特会）」らの言動は人種差別撤廃条約の定める人種差別にあたり、表現の自由の保障の範囲外であることが明言され、約1,200万円の損害賠償と校門から200メートル以内での街宣を禁止する画期的な京都地裁判決が出て、大きく報道された。同年末には「ヘイトスピーチ」が流行語大賞ベストテンにまで入り、日本で初めて在日コリアンに対する差別問題の一角が社会問題化したのである。

## 2——国内外の批判の高まりと国会の始動

翌2014年、院内集会を開いた議員有志が中心になって、被害当事者やNGOの声を聴き、ヘイトスピーチ問題について学び、公明党議員を含む超党派の「人種差別撤廃基本法を求める議員連盟」を設立した（会長：小川敏夫民主党（当時）参議院議員）。ヘイトスピーチをなくするためには人種差別全体に取り組むべきであり、人種差別撤廃条約に基づく国・地方公共団体の差別撤廃義務を具体的に実施する基本法が出発点として必要との共通認識に至ったからである。

5月には、首相、法相などがヘイトスピーチについて国会などで問われ、「憂慮」「残念」と発言した。

7月8日には、京都朝鮮学校襲撃事件の一審判決を支持する大阪高裁判決が出された。それを受けて2日後に大阪市長が記者会見での質問を受けて、市としてヘイトスピーチ対策を検討すると表明するなど、大きな影響を与えた。

さらに7月末には国連自由権規約委員会の日本政府報告書の審査があり、ヘイトスピーチの法規制を求める勧告が出された。8月には国連人種差別撤廃委員会の審査が続き、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムの法規制のみならず、人種差別禁止法制定など包括的な差別撤廃政策を強く求める勧告が出て、大きく報道された。

これらの国内外の批判を受けて与党も動き出し、8月には自民党（座長：平沢勝栄衆議院議員）、9月には公明党（座長：遠山清彦衆議院議員）にヘイトスピーチ対策プロジェクトチームが作られた。与党が動き出したことにより、法制化の具体的実現可能性が高まったが、8月に開かれた自民党の第1回会合で高市早苗政調会長（当時）は、国会周辺のデモもうるさくて仕事にならないのでその規制も検討すると発言し、表現の自由への抑圧として野党、マスコミから強く批判された。8月末に発表された人種差別撤廃委員会の勧告のなかでも、「委員会は、人種主義的スピーチを監視し対処する措置は、抗議の表現を奪う口実として使われるべきではないことを想起する」（11項本文）とされ、ヘイトスピーチ法規制の必要性とともに、濫用しないようくぎをさされた。

9月以降、国連勧告を契機として、東京都国立市議会を皮切りに、国に対策を求める意見書が続々と出されていった（2016年5月末時点で

300 超)。

11 月には、野党が共同で参議院に法案を出す直前まで進んだが、急遽総選挙が決まり、とりやめとなった。総選挙にあたり、外国人人人権法連絡会は各党に対しアンケートを行った。ほとんどの政党から回答があり、回答した全党がヘイトスピーチ対策の必要性を認め、また、自民主党を含めて人種差別撤廃基本法制定に反対した政党はゼロだった(アンケート結果は同会ウェブサイト参照)。

12 月 9 日、最高裁の決定により京都朝鮮学校襲撃事件大阪高裁判決は確定した。

### 3 ————— 野党法案提出と審議

2015 年 2 月、外国人人人権法連絡会は人種差別撤廃基本法のモデル案(同会ウェブサイト参照)を発表し、国会議員との協議を重ねた。

同年 5 月 22 日、前述の議員連盟所属の野党議員 7 名は参議院に「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(略称:人種差別撤廃施策推進法案)」(以下、野党法案)を提出した。憲法及び人種差別撤廃条約の理念に基づき、国及び地方公共団体が人種差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする基本法である。条約の定める「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身」を理由とする「差別的取扱い」および「差別的言動」(ヘイトスピーチ)の禁止を宣言し、国の責務として基本方針策定、国会への年次報告、実態調査、被害当事者の意見を聴くこと、内閣府に審議会を新設することなどを定め、財政措置も講じるものとする。なお、罰則などの制裁規定は含まない。

同日、大阪市は「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」(案)を市議会に提出した。

他方、7 月 2 日、公明党プロジェクトチームは内閣府と法務省に要望書を提出し、人種差別の実態調査を行うこと、人種差別撤廃政策を策定することを求めた。これを受けて政府は、年度内にヘイトスピーチの実態調査を行うと発表した。

8 月 6 日、野党法案は参議院法務委員会で審議入りした。自公議員を含め、国がヘイトスピーチ対策をとることに前向きな議論となった。し

かし、その後は自公民進（当時）4党間の非公開協議となった。報道によると、そこで自民党から、①ヘイトスピーチのみならず人種差別全体を扱うのは間口が広すぎる、②禁止条項は表現の自由の観点から慎重に、などの意見が表明された。公明党は、外国等の出身者に対するヘイトスピーチに特化した理念法の方向性を提起したが、自民党の一部はそれにも消極的で、7回の会議を経てまとまらなかった。

野党法案の廃案の可能性も報道されたが、院内外でのNGO主催の数回の人種差別撤廃基本法制定を求める集会、日弁連などの人種差別撤廃基本法制定を求める意見書・声明の発表、連日のヘイトスピーチに関する報道や、地方議会の意見書採択の増加など、国にヘイトスピーチ対策を求める世論を受け、9月25日、継続審議となった。

同年秋、安保法案強行採決の余波を受け、臨時国会は開催されず、野党法案の審議は進まなかった。翌2016年7月には参議院改選があるため、その前の通常国会で法案が成立しなければ廃案となることが決まっていたが、自民党の一部が消極的であり、法案成立の見通しは不透明だった。

他方法務省がヘイトスピーチの実態調査を公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託し、11月頃には実態調査の準備が始まった。

12月22日、法務省は、在特会前会長が朝鮮大学校前で行った差別街宣を非難する勧告を発表した。

12月末、法務省は2016年度予算案で、「ユニバーサル社会の実現に向けた『新たな人権擁護施策の推進』」を打ち出し、2020年のオリンピックに向けて「人権大国・日本の構築」を目標として掲げ、2016年度には、国としてはじめてヘイトスピーチを含めた「外国人の人権状況に関する調査」を行う旨を発表した。政府が年限を区切って人権「大国」を目標として掲げたのははじめてであり、国連のみならず、アメリカ国務省の人権白書でもヘイトデモについてとりあげられるなど、国際的に批判されていることから、政府としてもオリンピック成功に向け何らかのヘイトスピーチ対策を行わざるを得ないとの判断と思われた。

翌2016年1月15日、大阪市で「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が成立し、国会での立法化への後押しとなった。

3月10日、自民党のヘイトスピーチ問題のプロジェクトチームは、自民党政務調査会の中の「差別問題に関する特命委員会」へ改組され、

委員会では部落差別問題や高齢者に対する差別問題も扱われることになった。安倍政権の公約である、包括的な国内人権機関設置の否定方針は変更しないが、個別の人権問題ごとに対策すると報道された。

3月22日、参議院法務委員会では野党法案に関する4人の参考人質問が行われた。与党推薦のニューヨーク州弁護士は、ヘイトスピーチを不快な迷惑行為と表現し、騒音防止条例などで対策すればよいと発言した。自民党がヘイトスピーチを差別問題として扱わず、高市発言で現れたように、国会周辺のデモなどとあわせて迷惑行為として扱う危険性が継続していた。

しかし、最後、4人目の参考人であった野党推薦の川崎在住の在日コリアン三世の女性の具体的な事実に基づく訴えはその場を圧倒した。2013年以降11回も川崎で行われたヘイトデモにより、生活の場、職場、家族、地域のつながりを破壊され、人間の尊厳を傷つけられながら、法により保護されない苦しみと恐怖が語られ、差別を止めてほしいとの被害者の悲痛な訴えは与党議員にも衝撃を与えた。

翌週の3月31日には、2015年11月と2016年1月の2回、デモのターゲットとなった川崎市の在日コリアン集住地区である桜本へ、参議院法務委員会所属の国会議員10人が視察に行き、在日一世のハルモニ、四世の中学生などから、差別が被害者と地域社会に与える深刻な被害を直接聞いた。

また、3月30日、法務省が在日外国人、特に在日コリアンに対するヘイトスピーチの実態と被害の調査結果を発表した（結果は法務省ウェブサイト参照）。深刻な被害者の声とヘイトデモ・街宣が「沈静化したとはいえない」状況が報告され、大きく報道された。

#### 4———与党法案提出から施行まで

これらのヘイトスピーチの実態と被害を主要な立法事実として、与党自公両党は、4月8日、野党案に対する対案として、参議院に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」案(以下、与党法案)を提出した。外国人人権法連絡会などのNGOは、ヘイトスピーチを迷惑、騒音問題としてではなく差別問題として法案化したことは評価しつつ、「適法に居住するもの」との文言が人種差別撤

廃条約に反し削除すべきこと、人種差別撤廃条約上の義務の履行として位置づけること、差別禁止条項をいれること、ヘイトスピーチの定義の明確化と拡大、保護の対象の拡大、インターネット対策を責務とすること、地方公共団体の努力義務の責務への引き上げ、実態調査の義務化、被害者の意見を聴く条項を入れることなどの修正を強く求めた。

4月19日、4月26日の参議院法務委員会での審議をはじめ、与野党で集中的な議論が行われ、与党法案が一部修正された。具体的には2条の「不当な差別的言動」の定義に「著しく侮蔑する」場合を挿入し、附則2条として、施行後に「差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」との見直し条項を追加したのである。その他の問題点は、案文修正にまで至らず、概ね附帯決議などの形で表明されることになった。

禁止条項の是非については与野党で溝が埋まらず、附帯決議などにもはいらなかった。与党は、禁止事項をいれると、警察が集会やデモの現場で表現内容を判断して中止させることにつながり、治安維持法の再来となり危険であるなどと主張した。野党は、禁止条項をいれないと地方自治体が具体的にどのように対処すればよいか困ること、条約上禁止すべき義務があることなどを主張した。ただし、与党の西田昌司（自民）、矢倉克夫（公明）両発議者とも、理念法を指針として地方自治体が集会・デモの不許可などを判断し、それに対する司法判断の積み重ねで基準を作っていくのが適切であると何度も強調し、ヘイトスピーチの現場である地方自治体がむしろ積極的に禁止措置をとることを期待する発言を重ねた。

5月12日、与党法案は参議院法務委員会において全会派一致で附帯決議をつけたうえで可決された。翌13日に参議院本会議での可決後、20日、衆議院法務委員会においても全会一致で附帯決議を付けて可決、24日に衆議院本会議で賛成多数で可決され、成立した。さらに異例なことに、26日、参議院法務委員会では有田議員主導で「ヘイトスピーチの解消に関する決議」を全会派一致で採択し、「あらゆる人間の尊厳が踏みにじられることを決して許すことはできない」、「ヘイトスピーチ解消及び被害者の真の救済に向け、差別のない社会を目指して不断の努力を積み重ねていくこと」などが宣言された。

6月3日、解消法は施行され、同日、警察庁から各都道府県警察の長

などへ向けた通達、同月 20 日、文部科学省から教育委員会、教育機関などへ通知が出されている。

なお、附則は法律の一部であって法的拘束力があるが、法務委員会の附帯決議は法律の一部ではなく、法的拘束力はない。ただし、附帯決議および参議院法務委員会の決議は解消法を作った立法者の意思として解釈基準となりうる。

## 5———ヘイトスピーチ解消法の概要と問題点

解消法は、外国出身者およびその子孫に対するヘイトスピーチに特化した理念法である。本文が7条、附則が2条の短い法律で、「第1章 総則」と「第2章 基本的施策」とに分かれている。

前文では、ヘイトスピーチが被害者に「多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている」との害悪を認め、ヘイトスピーチを「あってはならず」「許されないことを宣言」している。

1条は目的として、ヘイトスピーチ「解消が喫緊の課題」であることから、国などが解消に向けた取組みを推進することとする。

2条は定義規定であり、「本邦外出身者」とは、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」とする。また、「不当な差別的言動」とは、①差別的意識を助長し又は誘発する目的で、②外国の出身であることを理由として、③生命などに危害を加える旨を告知しまたは著しく侮蔑するなど、地域社会から排除することを煽動するものとする。

3条は基本理念として、国民が「不当な差別的言動のない社会の実現に寄与する」よう努めることとする。

4条は「責務」であり、1項で、国は「解消に向けた取組に関する施策を実施」し、地方公共団体に「必要な助言その他の措置を講ずる」と定める。2項で地方公共団体は「地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」とされ、義務の程度が減じられている。

5条から7条が「第2章 基本的施策」となるが、それぞれ相談体制の整備、教育の充実等、啓発活動等が抽象的に挙げられている。いずれも政府がこれまで多少とも人権施策として行ってきた事項であり、これまでと違うどのような施策をとるのか文言上は明らかではない。

そもそも解消法は、人種差別撤廃基本法ではなく、その枠組みが外国出身者に対するヘイトスピーチに関する理念法であり、人種差別撤廃条約が人種差別全体に対する撤廃を求めていることからすれば狭すぎる。また、外国出身者のなかでも「適法に居住するもの」との文言は非正規滞在者へのヘイトスピーチは容認するかのように受けとられ、差別的であり、条約に違反する。その他、野党法案と比較すれば、国による基本方針策定と国会への報告義務、差別禁止条項、インターネット対策、実態調査の義務、被害者の意見を聴く責務、提言機能をもった学識経験者による審議会の設置、予算措置がないなど、人種差別撤廃にむけては不十分な内容であることは否めない。

## 6———解消法の意義

それでも解消法は、「差別的言動」が被害者に「多大な苦痛」を与え、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている」との被害を認め、前文では「差別的言動は許されないことを宣言」し、1条で「解消が喫緊の課題である」として、国と地方公共団体が解消に向けた取組みを推進することを目的として掲げており、日本で初めての反人種差別法といえる。

国は、植民地支配の結果日本に住むことを余儀なくされた在日コリアンを、戦後も入管体制により管理、差別の対象として扱い、人権保障の観点からの法律はないに等しい。1995年には人種差別撤廃条約に加盟し、差別を禁止し、終了させる義務を負いながら、深刻な差別の存在自体を認めず、法整備の必要性も否定してきた。すでにヘイトスピーチが社会問題化していた2014年8月に行われた人種差別撤廃委員会による日本審査の場においても、政府代表は同様の発言をした。戦後70年、条約加盟後だけでも20年にわたって、差別と闘う人々は、人権を保障される法を人間の尊厳をかけて求め続けてきたが、今回ようやくその端緒を手にしたのである。

国が差別を黙認し、警察がヘイトデモ・街宣を表現の自由として守ってきたことが、被害者をより苦しめ、社会全体への絶望感をもたらしてきた。今回、解消法により国が建前として反差別の立場に立ち、反差別が国と社会の標準となったことの意義は大きい。

## 7———解消法の効果

5月24日の解消法成立直後からすでに効果が現われた。5月31日、川崎市長は、解消法および附帯決議の精神に則り、川崎市でこれまでヘイトデモ・街宣を繰り返してきた主催者による、在日コリアン集住地区近くにある市立公園利用申請に対して、不許可処分を行った。

また、6月2日、横浜地裁川崎支部は、川崎の在日コリアン集住地域周辺でのヘイトデモおよび徘徊禁止の仮処分決定を行った。その決定では、差別・排除されずに平穩に生活する権利が憲法13条で保障される人格権として認定され、解消法2条の定める「不当な差別的言動」は、それを侵害する不法行為（民法709条）を構成するとされた。

これまでは差別された側が裁判に訴える際、不法行為にあたることをすべて主張立証しなければならず、かつ、不法行為にあたることとされてもそれが差別であると認定されることは容易ではなく、被害者に提訴を断念させる一因となっていた。解消法ができたことにより、解消法の定義に該当すれば差別であり、不法行為にあたることと認定されやすくなり、被害者の主張、立証の負担が軽減された。反差別法の意義の一つが、この負担の軽減であるが、早速その効果が証明されたといえよう。

この決定では、「この人格権の侵害に対する事後的な権利の回復は著しく困難であることを考慮」して事前差止めを認めており、これから解消法を具体化する地方公共団体に対し、ヘイトスピーチの事前抑止を促す意味も大きい。

翌6月3日の施行日、警察庁から各都道府県警などに対し、ヘイトスピーチに関し違法行為があった場合に「厳正に対処するなど」、ヘイトスピーチ解消に向けて取り組むよう通達が出された。なお、外国人権法連絡会は5月24日、解消法成立の時点で解消法3条は国民に「不当な差別的言動のない社会の実現に寄与する」努力を求めており、カウンター活動はまさにこのような努力にあたるので、その活動を尊重すべきことを求めた。この点は通達には明記されなかったが、施行後、各地の現場の警察の対応に変化があった。

6月5日、川崎市で集住地域を通らないコースに変更されたヘイトデモが20数人により行われようとした際、1,000人近くもの抗議の人たちが集まり、一部は路上にシットインしたが、警察は強制的には排除しな

かった。警察はデモ主催者に対し、強行すると危険であると説得し、10メートルほど進んだところで主催者が中止を決定した。

その他、地域により差があるが、大阪、銀座など多くの地域で警察が態度を改め、カウンターを敵視せず、現場で解消法3条を読み上げるなどして、差別的言動をやめるよう促すようになっている。

ヘイトデモ・街宣の主催者たちの多くも解消法を意識し、発言内容をトーンダウンさせてきている。

また、法務省は人権擁護局内にヘイトスピーチ対策プロジェクトチームを作り、6月5日のヘイトデモの現場には「ヘイトスピーチを許さない」と大きく表示した電光宣伝車を派遣するなど啓発活動を強化している。

さらに、7月22日、福岡地検は、福岡のデパートなどトイレに6回にわたり手書きの在日コリアンへの侮蔑的文言を書いたピラを貼った男性を、ヘイトスピーチ解消法の趣旨にも照らして建造物侵入罪で起訴したと発表した。

## 8———求められる地方自治体の取り組み

以上のように、解消法は、はじめての反人種差別法であり、すでに一定の効果がでているが、他方、前述のように人種差別撤廃基本法ではなく、禁止条項がなく、具体的な施策も明記されていないため、「喫緊の課題である」ヘイトスピーチ解消に向けた実効性あるものにするためには、解消法に則った国および地方公共団体の具体的な施策が不可欠である。

解消法は、国は4条1項で差別的な言動の解消に向けた取り組みに関する施策などを講ずる責務を有するとし、地方公共団体は同条2項で「当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」としている。

他方、両院附帯決議2項で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体」には「国とともに、その施策を着実に実施すること」が求められた。

「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体」とは、解消法が成立する契機となったヘイトデモ・街宣が行われた地域を含むこととは明らかである。すでに施行前の2016年5月31日川崎市長は、解消法のみならず附帯決議の精神にのっとると明言し、6月5日に計画され

ていた差別目的の集会会場に使われようとしていた市の公園の利用申請に対し不許可処分を行っている。

それ以外でも、インターネット上のヘイトスピーチが地域に深刻な悪影響をもたらしている。例えば東日本大震災の際には中国人窃盗団のデマが、熊本大震災の際には朝鮮人が井戸に毒を投げたとのデマがツイッターで出回った。東日本大震災の際はそのデマを信じて自警団を作って見回りを行った人たちもおり、仮に在日外国人に出くわしていたらヘイトクライムが生じていた恐れが高い。また、ネット上で、ある地区はマイノリティの集住地域だとの投稿が絶えず、差別を拡大させ、地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。このようなネット上のヘイトスピーチの蔓延状況およびマイノリティが居住していない地域はほとんどないことを考えると、地方公共団体の多くは、国と同様に取り組む責務を負っていることになろう。

次に、地方公共団体のとるべき取り組み、施策については、新たな条例を作るよう明文上求められているわけではない。しかし、解消法は、ヘイトスピーチを「多大な苦痛を強いられる」「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている」として「許されない」「喫緊の課題」としつつも、具体的な抑止策を定めず、解消のための実効性ある施策を地方公共団体に期待したものとなっている。実際に被害当事者が生活し、亀裂が生じる現場となっている地方公共団体において解消のための実効性ある施策を講じるには根拠となる新たな条例が制定されるべきである。

もとより、ヘイトスピーチを含む差別を「解消」するには目の前の差別の抑止、被害者の救済とともに、腰を据えて構造的差別の解消に取り組むことが必要である。そのためには人種差別撤廃委員会の「一般的勧告35」が総括しているように、「人種主義的ヘイトスピーチと闘う法律および政策を推し進めるために、目標と監視手続きを設置することが大変重要である」(47項)。よって、差別撤廃という目標にむけ、緊急策のみならず、条例というある程度継続的な法的根拠を整備すべきだろう。条例制定により予算措置を安定的に確保することができる。

また、ヘイトスピーチ抑止策をとる場合には、自民党のこれまでの姿勢から危惧されるように、常にその濫用防止策も考慮する必要がある。そのためにも表現の自由の保障とのバランスの観点から、明確な基準を定め、濫用防止のための体制を整える条例が適切である。

ただし、条例を整備するには通常ある程度の時間がかかる。ヘイトデモ・集会の頻発など緊急の対応が必要な場合には、人種差別撤廃条約および解消法などを解釈指針として既存の条例の運用で対応することとなるだろう。その場合でも、早急に条例のガイドラインを制定するなど、その判断基準を明確にすることは、反差別を社会の標準としていくためにも、濫用を防ぐためにも重要である。

## 9———包括的な人種差別撤廃政策に向けて

ヘイトスピーチ解消法及びそれを実効性あるものとする条例は、人種差別撤廃条約の求める包括的な人種差別撤廃政策の一部として位置づけられる。国際人権諸条約がヘイトスピーチなどの人種差別撤廃のために求めているのは概ね下記の内容である（カッコ内は人種差別撤廃条約の条文）。

- ①法制度設計の前提となる差別の被害者集団との状況の実態調査（1条、人種差別撤廃委員会「一般的勧告24」など）
- ②国の行ってきた差別を生じさせ又は永続化させる法制度の洗い直し（2条1項c）
- ③平等な人権を保障する法制度（5条）
- ④人種差別禁止法（2条1項）
- ⑤ヘイト・クライム及びヘイトスピーチの処罰（4条）
- ⑥人種差別撤廃教育（7条）
- ⑦被害者の救済と保護（6条）
- ⑧国内人権機関（人種差別撤廃委員会「一般的勧告17」、パリ原則）
- ⑨個人通報制度（14条）

しかし、日本はこれまでこれらをほとんど実施せず、人種差別撤廃委員会からだけでも2001年、2010年、2014年と、人種差別禁止法を柱としてこれらをすべて実施するよう度重なる勧告を受けてきた。国際的にみると、定住外国人に対する差別禁止政策において、2010年の時点で100点満点中14点と工業諸国の中の最下位で、「致命的に取り組みが遅れて」と評された。2015年の時点でも22点で、38ヶ国中37位である（移民統合政策指数（MIPEX））。

これらの人種差別撤廃政策と法整備を目標をたてて総合的に進めてい

くには、やはり人種差別撤廃基本法が不可欠である。2017年3月頃発表される法務省による外国人に関する人権調査の結果などを立法事実として、早急にヘイトスピーチを含む人種差別撤廃基本法を制定すべきである。

前述のように法務省は2020年までに「人権大国・日本の構築」を目標として掲げているが、最低限これらの国際人権条約上の義務を履行しなければ、到底人権「大国」とは言えない。来年2017年には基本法を、その次には差別禁止法を、2020年に向けて急ピッチで整備をしなければ間に合わない。

2017年1月は、人種差別撤廃委員会に報告書を提出する期限である。そこで、これまで出されたすべての勧告を誠実に検討し、どこまで実施してきたのか、問題点はなにか、今後どう取り組むのかを報告すべきである。その報告に対し、2018年中には実質4回目の人種差別撤廃委員会による審査も行われ、総合的な人種差別撤廃法整備を進めるためのテコとなるだろう。

以上のように、日本が国際人権基準に合致した人種差別撤廃法整備を実現するためにも、まず地方公共団体が、ヘイトスピーチ解消法を実効化する条例を実現し、実際に運用し、国にさらなる施策を促していくことが極めて重要と考える。